



## ☆ 平成 27 年 10 月住民投票時点の新図書館建設計画について

### ① 前計画の計画決定までの経緯

新図書館の建設については、平成 19 年度に策定された「小牧駅周辺整備計画」を受け、平成 20 年 9 月 2 日に開催された市議会文教委員会協議会において、「文教委員会として、新図書館の建設位置は A 街区」と合意され、同年 9 月 25 日に開催された教育委員会において新図書館の建設位置は A 街区と議決されました。

また、平成 21 年 3 月には、新図書館の建設位置は A 街区とした「新小牧市立図書館建設基本計画書」をパブリックコメント等を行うなどして策定しました。

しかし、平成 22 年 6 月に、ラピオにおいて複数テナントの退店問題が発生し、その対策として、新図書館をラピオに導入してはどうかとの議論があり、平成 23 年 1 月 20 日に開催された市議会小牧駅周辺活性化特別委員会においては、「ラピオの空床に入れるべき施設は図書館である」と結論づけられました。

その後、平成 23 年 2 月の市長選挙により現山下市長が、「図書館の建て替えなどの大型プロジェクトについては、市民の意見をよく聞き、長期的視点に立って、ゼロから再検討します」とマニフェストに掲げ、当選したことから、新図書館の建設、またラピオの再構築については、ゼロベースからの見直しとなりました。

検討の結果、ラピオについては、第一義的に商業ビルであるため、商業施設を誘致し、新図書館は、もともと計画されていた A 街区に建設するという方向で検討を進めることとなりました。

そして、図書館協議会や教育委員会などの意見を聞いた上で、利用者の利便性向上を図るとともに、今まであまり図書館に親しみがなかった人々を惹きつけ、時代のニーズに合った図書館、遠くからでも行ってみたいと思われる図書館を A 街区に建設することとし、また、管理運営については、民間活力（指定管理者制度）を導入するとして方針を平成 26 年 5 月に市として決定しました。

市議会においても平成 26 年小牧市議会第 2 回定例会（平成 26 年 6 月開催）において、新図書館の建設位置を小牧駅西 A 街区とし、指定管理者制度を導入するため、「小牧市立図書館の設置及び管理に関する条例」の改正について審議・可決されました。

### ② 住民投票までの経緯

計画決定後、市としては、新図書館建設に係る連携民間事業者（将来指定管理候補者）と基本設計業者をそれぞれ公募型プロポーザルで選定し、平成 27 年 1 月から基本設計作業を開始しました。

そして、基本設計を進めている中、平成 27 年 8 月 31 日付けで、地方自治法第 74 条第 1 項の規定により「新図書館建設計画を白紙にすることに関する住民投票条例案」

を添えて、この条例を制定するよう、3名の請求代表者の方々から、小牧市長あてに5,713名の署名による直接請求がなされました。

署名数が法に規定する有権者の50分の1の数を上回ることが確認されたことから、地方自治法第74条の規定により、市長は、9月1日付けで市議会に条例制定議案を提出することとなりました。

この議案（第96号）に対する市議会の議決は、9月10日の本会議で行われ、反対多数で否決されましたが、この条例制定議案とは別に、議員提案により、住民投票条例制定の2つの議案（第100号、第101号）が上程され、このうちの1つである、第101号「現在の新図書館建設計画に関する住民投票条例」が可決され、この条例に基づいて平成27年10月4日に住民投票が実施されることとなりました。

この決定を受け、市は進めていた基本設計作業を一時中止しました。

### ③ 住民投票から計画中止に至る経緯

平成27年10月4日に実施された「現在の新図書館建設計画」の賛否を問う住民投票は、反対が賛成を上回る結果となりました。

（住民投票結果）賛成：24,981（43.6%） 反対：32,352（56.4%）

市は、その住民投票結果を真摯に受け止め、一時中止していた基本設計関連業務について、それぞれの受注者と協議・合意の上、同年10月30日に契約解消しました。

また、平成27年小牧市議会第4回定例会（平成27年12月開催）において、平成26年第2回定例会で可決していただいた「小牧市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」のうち新図書館の建設場所をA街区とし、指定管理者制度の導入をするために改正した箇所を改正以前の状態に戻す条例改正を行いました。

このことにより、新図書館の建設計画については、完全に白紙の状態となり、再度、一から検討を開始していくことになりました。